

経済産業省

官 印 省 略
番 月 号
年 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

平成29年7月10日付け20170720資第3号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

官 印 省 略
20170710 資 第 3 号
平成 29 年 7 月 10 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

配託制第2号
平成29年7月10日

経済産業大臣 世耕弘成 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 瓜生道明
社長



電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

料金その他の供給条件の内容等

平成29年7月5日からの大雨の影響により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、福岡県朝倉市・朝倉郡東峰村・田川郡添田町および大分県日田市・中津市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、この託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」という。）を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成29年6月（支払期日が7月5日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（平成29年3月1日付け20161031資第25号認可。以下「託送約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：平成29年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：平成30年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3．被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，被災時から引き続きまったく電気を使用しないで，当社との需給契約を廃止し，または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し，その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが平成30年1月末日までに行なわれ，かつ，その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは，託送約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず，その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：平成30年1月末日）

4．契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが平成30年1月末日までに行なわれたときは，託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず，その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：平成30年1月末日）

5．被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて，託送約款18（料金）の規定にかかわらず，平成30年1月末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：平成30年1月末日）

6．契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で，その申込みが平成30年1月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，託送約款61（引込線の接続），62（計量器等の

取付け) (5), 63 (通信設備の施設) (5)および65 (電流制限器等の取付け) (3)の規定にかかわらず, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日: 平成30年1月末日)

7. 供給電力, 供給電圧, 電気方式および周波数その他の事項については, 託送約款によるものとする。

附

則

附 則

- 1．本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（平成29年7月6日付け20170706資第3号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2．本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成29年7月5日からの大雨の影響により，当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。（下記地域に災害救助法が適用）

このため，これらの地域および隣接する地域において被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し，電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき，託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

福岡県朝倉市，朝倉郡東峰村，田川郡添田町
大分県日田市，中津市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県うきは市，久留米市，八女市，嘉麻市，豊前市，朝倉郡筑前町，三井郡大刀洗町，田川郡川崎町・大任町・赤町，京都郡みやこ町，築上郡築上町・上毛町
大分県宇佐市，玖珠郡玖珠町
熊本県菊池市，山鹿市，阿蘇市，阿蘇郡小国町・南小国町

以 上